

議 事 録

会 議 名	平成26年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成26年6月24日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎電算会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 木内幹雄 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：中野秀 主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 農地法3条の3第1項の規定による届出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成26年第6回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員ですので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人は、7番木村委員と1番栗田委員といたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号78号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号78号を朗読) 本案件は、位置図にありますとおり、農業振興地域内の農用地以外の農地で、現況は作付けされている畑です。譲受人は不動産賃貸業を営んでいる個人で、顧客の建設会社から既に借りていた田端の資材置き場が手狭になり、同じ田端で探してほしいとの依頼があり、利便性の高さ、隣接の農地所有者の同意も得られたことから当該農地を転用するものです。立地基準は寒川南インターの出入口が300メートル以内にあることから、第3種農地にあたります。北側、西側の畑との境界は土留めをするなど周辺の農地への影響はないと考えられます。現地については6月17日に地区担当委員と共に調査に行っております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：現在、枝豆が作付けされていて、土盛により道路より30から50cm程高くなっています。転用にあたり砂利を敷いて、資材の他、建設機械も出入りする予定とのこと。出入口に用水路があるので心配しましたが、鉄板を敷き対応するというので問題ないと思われそうです。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。 (特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号78号は原案のとおり許可書を交付する</p>		

ことに決定いたします。続いて日程第2非農地証明願について、議案番号79号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号79号を朗読)

本案件は位置図にありますとおり、倉見の市街化調整区域の土地で、昭和57年12月、申請者の母の土地に、申請者とその父が共有名義の住宅を建設し、その後、平成6年5月に土地について申請者が相続したものです。当該土地の立地基準は市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。現地につきましては、6月16日に地区担当の委員と共に調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：30年以上も前から家があり間違いなく宅地として使われておりますが、昔どうして家が建ったのかは不明です。元の家を増築で建てられたのか。いずれにせよ非農地で間違いのないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号79号は原案のとおり非農地証明を交付することに決定いたします。続いて日程第3、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号80、81、82、83及び84号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号80～84号を朗読)

当案件につきましては、それぞれ地区担当の委員と共に合計40筆の利用状況を確認いたしましたところ、耕作されており、適正に管理されてきました。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：既に田植えも終わり問題ないと思います。

4 番：問題ないと思います。

8 番：作付けされていない畑もありましたが、農地として管理されており、問題ないと思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号80、81、82、83及び84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号80、81、82、83及び84号は原案のとおり利用状況確認書を税務署に送付することに決定いたします。次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権設定の申し出について議案番号85号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号85号を朗読)

本案件については、貸し手より、耕作してくれる人を探しているとの話が農政担当にあり、借り手に確認したところ、承諾されたため、今回の申し出に至りました。借り手は付近に所有する田を耕作しており、また、町内の数カ所で利用権設定により耕作の実績があります。家族4人で農業に従

	<p>事しており、トラクター、ハンマーナイフ等大型機械も多数所有しており、問題ないと思われま。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：田はすぐに作付けできる状況です。問題ないと思われま。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件ついて発言のある方は挙手願いま。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号85号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号85号は原案のとおり通知書を町長に送付することに決定いたします。次に日程第5、農地法3条の3第1項の規定による転用届け出について、報告番号151号、日程第6、農地法4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号152号153及び154号の3件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号155号、156号及び157号の3件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号151～157号を朗読)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願いま。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後にその他審議事項はありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成26年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成26年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 木村 長茂 議事録署名人(1番) 栗田 務

本議事録は、平成26年 7月14日、承認・署名を得て確定しました。